

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 —)

処 分 名	特例承継計画、承継計画、個人事業承継計画の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号または第 3 号	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号または第 3 号の規定に合致していること。 ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 2 項、第 3 項または第 4 項に基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日 平成 30 年 9 月 13 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	1 月	
設定年月日 平成 30 年 9 月 13 日設定（平成 年 月 日最終変更）		